

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第3子以降子育て支援事業 ①出産祝金 ②保育園・幼稚園保育料免除</b></p> <p>対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）のうち、その出生の早い者から順次数えて第3番目以降の子が生まれ、または養育する者</li> <li>・太田市の住民基本台帳に記録されている者</li> </ul> <p>※出産祝金は引き続き市内に1年以上の在住期間が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。</li> <li>・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと</li> </ul> <p>※所得制限は設定しません。</p> <p>内 容： 1 出産祝金10万円支給 2 保育料を免除（市外私立幼稚園や準認可保育施設は助成）</p> <p>問合せ：《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942</p>
	<p><b>第2子・第3子以降給食費助成事業</b></p> <p>対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）を2人以上養育していること</li> <li>・申請者及び対象となる子どもが太田市に住民登録があること</li> <li>・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。</li> <li>・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと</li> </ul> <p>内 容： ①小学校・中学校 第2子半額助成、第3子以降全額助成</p> <p>②認可保育所・認定こども園・私立幼稚園 第2子半額助成、第3子以降全額助成 ※2号認定の場合は年少以上が対象</p> <p>③市立幼稚園 第2子半額助成、第3子以降全額助成</p> <p>問合せ： 小学校・中学校 《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086 私立幼稚園・認定こども園・認可保育園 《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942 市立幼稚園 《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924</p>
	<p><b>小児医療費を公費助成</b></p> <p>対象者： 0歳から中学3年生までの者（中学校卒業まで）</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。</p> <p>問合せ：《医療年金課 医療助成係》 TEL：0276-47-1940</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不妊治療助成事業</b></p> <p>対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師による不妊治療を行っていること。・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>内 容：助成額： ①特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ・助成金の交付は、1年度当たり2回に限る。 ・1回の特定不妊治療費の自己負担額（群馬県の助成を受けた場合は差し引いた額）について10万円を限度に、5年度分助成。 ②特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く治療 ・助成金の交付は1年度当たり1回に限る。 ・治療費の自己負担額について1年度当たり5万円を限度に、5年度分助成。 ※申請方法等詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師により不育症と診断され、不育症治療が必要とみとめられた者であること。 ・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>内 容：医師の診断を受けた不育症に係る検査及び治療で、医療保険が適用されない医療費。</p> <p>助成額： ・1回（1治療期間）の申請につき不育症治療に要した費用2分の1（千円未満の端数は切り捨て） ・1年度あたり上限30万円</p> <p>申請時期 ・1回（1治療期間ごと）の治療が終了した日から3か月以内に必要書類をそろえ、申請。 ・1回の治療が2年度以上にわたる場合は、治療が終了してから申請。 ※詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p><b>放課後児童クラブ</b></p> <p>対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。</p> <p>内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。</p> <p>問合せ：《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924</p>
	<p><b>放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】</b></p> <p>対象者：・小学1年生から6年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。</p> <p>内 容：○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ・閉室時間は午後6時 ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額 3,500円（8月のみ6,000円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。</p> <p>問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-3301</p>

# 〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>各種奨学資金制度</b></p> <p>対象者：進学等の意欲と能力がありながら経済的理由によって、高校及び大学の進学等困難な者</p> <p>内容：奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。</p> <p>①太田市奨学金（貸与型）            ○貸与金額：高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円            ○返還方法：卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。</p> <p>②太田市笹川清奨学資金（給付型）            ○給付金額：高校生 年額100,000円</p> <p>③太田ロータリークラブ奨学資金（給付型）            ○給付金額：高校生 年額180,000円</p> <p>④ソニック・大雄建設奨学資金（一部給付型）            ○貸与金額：大学生・大学院生 年額420,000円            ○返還：最終学校を卒業した13ヶ月後の月を返還開始月とし、月々10,000円を貸与年数と同等の期間返還することで返還終了となる。</p> <p>※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0276-20-7080</p>
住宅支援	<p><b>太陽光発電システム導入報奨金</b></p> <p>対象者：・自己が所有し居住する市内の住宅に、発電出力2kw以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力供給契約を締結した太田市に住民登録のある個人。            ・報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。            ※設置期間等の指定がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>内容：○支給金額：            ・2kw以上 30,000円            ※太田市金券で支給します。</p> <p>問合せ：《環境政策課 環境企画係》 TEL：0276-47-1953</p>
農村体験・就農支援	<p><b>市民農園事業</b></p> <p>対象者：・太田市に在住または在勤の人</p> <p>内容：区画数：69区画 面積：1区画約50m<sup>2</sup> 利用料：1m<sup>2</sup>あたり200円            農園内の施設と設備            ・農機具庫（1区画1室）・堆肥置場・小型耕運機（1時間200円）            ・散水栓・給水所・東屋</p> <p>問合せ：《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713</p>
起業支援	<p><b>創業経営安定資金</b></p> <p>対象者：創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人（保証協会の創業・創業等関連保証を付けること）</p> <p>内容：資金使途 運転資金（6年以内・据え置き1年以内）、            設備資金（8年以内・据え置き1年以内）            融資限度額 500万円以内            融資利率 年1.5%以内            保証料 市が全額負担</p> <p>問合せ：工業振興課 工業労政係 TEL0276-47-1834</p> <p><b>女性起業支援（おたなでしこ未来塾）</b></p> <p>対象者：市内で創業予定の人</p> <p>内容：「起業に興味があるけど何をしたらいいの?」「女性ならではの悩みとは?」自分らしい働き方の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義（講師は現役の女性起業家です）</p> <p>時期：6～9月にプレセミナー含め全5回（申し込みは6/12まで）</p> <p>問合せ：工業振興課 工業労政係 TEL0276-47-1834</p>